

平成23年第1回安堵町議会定例会会議録

(第1日)

日時 平成23年3月8日(火) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	寺 前 高 見	理 事	吉 岡 勉
理 事	山 崎 文 生		
総務課長	中 野 彰 宏	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	堀 口 善 友	産業課長	(理 事 兼 務)
人権同和对策課長	大 星 義 博	建設課長	古 川 秀 彦
水道課長	北 門 康 幸	会計室長	吉 村 良 昭

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）
- 日程第 4 報告第 2号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）
- 日程第 5 報告第 3号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第3号）について）
- 日程第 6 議案第 1号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 2号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 発議第 1号：安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3号：安堵町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 4号：安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 5号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 6号：安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 7号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 8号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について
- 日程第 15 議案第 9号：平成22年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について
- 日程第 16 議案第 10号：平成22年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第4号）について
- 日程第 17 議案第 11号：平成22年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について
- 日程第 18 議案第 12号：平成23年度安堵町一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 13号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 14号：平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 15号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 16号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 日程第 23 議案第 17号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

予算について

- 日程第 2 4 議案第 1 8 号：平成 2 3 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号：平成 2 3 年度安堵町水道事業会計予算について
- 日程第 2 6 報告第 4 号：平成 2 3 年度安堵町土地開発公社予算の報告について
- 日程第 2 7 平成 2 2 年度定期監査報告について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） おはようございます。

只今の出席議員 12 名です。

定足数に達していますので、平成23年第1回安堵町議会定例会を開会します。

議長（森田 瞳） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

（西本町長、登壇）

町長（西本安博） おはようございます。

平成23年第1回安堵町議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆様方におかれましては、何かとお忙しいところ御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は議員の皆様方には町行政につきまして、格別の御高配を賜っておりますことを深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、本日、平成23年度一般会計予算案、各特別会系予算案をはじめとする多くの案件を上程いたしております。議員皆様方の御審議をお願いするにあたりまして、新年度予算における重点施策を中心に所信の一端を申し述べ、議員の皆様をはじめ住民各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の情勢は、政府は2月の月例経済報告で、輸出や自動車販売に持ち直しに向けた動きが見られ、生産に復調傾向が見られはじめたとして、足踏み状態を脱しつつあると情報修正をしております。しかしながら、最近の中近東の緊迫した政治状況をはじめとし、景気の下振れリスクである原油や小麦などの資源、食料の価格の上昇は日本経済に大きな影響を与えつつあります。さらに教育力の低迷、少子化の進行、国際的な競争力の低下、そして依然不安定な国際社会における我が国の地位の確保などの諸課題が山積し、事態は極めて深刻な局面にあることは間違いございません。

このような状況下であっても特筆すべき明るいニュースもございます。ノーベル化学賞を鈴木章氏と根岸英一氏が受賞されたことでございます。日本人として17人目・18人目の快挙であり、特に人的資源以外に見るべき資源を持たない我が国にとっては将来に希望を持たせる明るいニュースでございます。

さて、国はこうした経済情勢の中、3段階の経済対策に基づき、予備費を活用したステップ1、補正予算によるステップ2を策定し、そして成長と雇用に重点をおい

た平成 23 年度の予算・税制等からなるステップ 3 につなぎ、新成長戦略が目指すデフレ脱却と景気の回復の実現に向けた努力が図られているところでございます。

こうした状況で、国は平成 23 年度予算編成の基本方針を閣議決定し、政権交代後、新政権は新成長戦略及び財政運営戦略により示した経済成長・財政健全化・社会保障改革を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための重要な予算と位置付け、国内投資の促進、金融の円滑化を含めた施策を推進、企業・産業の活力を向上させ、新たな雇用の創造を図ることを重点においた予算編成がなされようとしているところでございます。

一方、地方公共団体においては、地域主権改革を推進するため、地域主権戦略大綱が閣議決定され、地域主権改革に沿った財源の充実を図ること、これと併せて、地方が活性化・雇用・子育て施策等に継続して取り組む必要性を踏まえること。一方、社会保障関係費が大幅に自然増となることや公債費が依然高水準であることにより、経費全般について徹底した節減合理化に引き続き努め、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め公共サービスの質の向上に努めるなど、住民との対話の中で自主的に行政改革に取り組むことが必要であると、自主的な判断と執行の責任が求められているところでございます。

これにより、国から地方への一般歳出は 66 兆 8,400 億円程度で、前年度より 5,100 億円程度増額されており、そのうち地方交付税においては、総額 17 兆 3,734 億円程度で前年度より 4,799 億円程度の増額となっております。これと併せて、前年度の特別枠「地域活性化・雇用等臨時特例費」に子育て施策・住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業等を上乗せした特別枠「地域活性化・雇用等対策費」1 兆 2 千億円程度を計上するとされているところでございます。

さて、我が町、安堵町におきましては、昨年は平城遷都 1300 年の記念すべき年であり、安燈会や記念シンポジウムなどの様々なイベントが住民の皆様方の積極的な参加のもと行われ、活気に満ち溢れた年でございました。来年度におきましては、公共交通システムの整備や商業活動の強化など、住民の利便性の向上と、ワクチンの助成等の健康面の向上等の暮らしの向上、そして、本町が誇る歴史的な資産を活用した交流人口の増加による賑わいづくりを柱とした施策の展開に努力してまいりたいと考えているところでございます。

このような方針の下で、本町の平成 23 年度の財政では、歳入にあっては地方交付税において 13 億 4 千万円の計上で、前年度に比べ 2 億 400 万円の増、約 18 パーセントの増となっているところでございます。

また、国・県補助負担金等特定財源においては、子ども手当・緊急雇用創出事業・社会資本整備交付金事業等で大幅に増になっているものの、前年度に引き続き依然として一般財源収入の増収は期待できない状況でございまして、財源の確保は誠に厳しい状態でございます。

町税収入におきましては、経済対策による回復が期待されるものの、依然景気の低

迷により、本年度の町税予算額は 7 億 3,695 万 9 千円で、前年度対比 0.93 パーセントの減となっております。特に町民税の個人分が落ち込み、昨年度より 690 万 2 千円の減となっております。

次に歳出についてでございますが、法の改正等に基づく経費は優先的に計上し、経常経費においては極力抑制に努めながらも、住民サービスの低下にならないように精査し、臨時的経費については優先順位を考え、年次計画をもって、予算計上させていただいたところでございます。

また、公債費につきましては 5 億 1,409 万 1 千円で、前年度より 2.2 パーセントの減となっておりますものの、新年度予算の 17.5 パーセントを占めており、依然として厳しい環境での予算編成となったところでございます。このため、財政健全化計画に基づき、事務事業の見直しを行い、事業の廃止、縮減を選別し、節減合理化を図っております。しかしながら、歳入歳出の収支の均衡を図るため、臨時財政対策債 2 億 2 千万円を計上するとともに、財政調整基金の活用で予算の確保に努めたところでございます。

以上、申し上げました平成 23 年度の一般会計予算の規模は 29 億 3 千万円で、前年度予算に対しまして 2 億 8 千万円の増で、7.6 パーセントの増となっているところでございます。また、一般会計・特別会計予算を合計いたしますと 47 億 5,665 万円となり、前年度予算総額より 3 億 156 万円の増でございまして、率にいたしますと 5.5 パーセントの増となっております。

それでは、新年度予算の主要施策の概略を御説明させていただきます。

昨年、皆が参加する町づくりを目指し、心の通う町づくりの目標としてタウンミーティングを開催し、将来展望について町の皆様方と意見交換をいたしました。9 ヶ所の地域で開催し、議員の皆様を始め、延べ 321 名の出席者を数え、合計 122 件もの意見・要望等が積極的に交わされたところでございます。厳しい財政状況にあって、すぐに全てを実施できるものではございませんが、できるものにつきましては順次計画的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

さて、1 番目には、行財政推進体制の整備でございます。

町の将来ビジョンに係る第 4 次安堵町総合計画策定についてでございますが、平成 24 年度から平成 33 年度までの基本構想・基本計画を策定するための所要額を計上いたしております。また、地方公共団体財政健全化法の趣旨を踏まえ、一般会計のみならず公営企業等の特別会計の状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握するため、公会計の整備に向けて住民への情報開示や財政の効率化・適正化を一層進めるべく、公有財産システム台帳作成業務の所要額及び緊急雇用創出事業を活用し、備品台帳等を整備するための所要額を計上いたしております。

次に、地域活性化を目的として、旧庁舎跡地及び旧隣保館の有効活用を図るため、調査業務等の所要額を計上いたしているところでございます。

第2に、生活環境基盤の整備であります。

まず、地域公共交通についてでございますが、ますます高齢化の進む中、住民の足となる交通環境の整備は急務と考えております。地域公共交通会議を立ち上げ、ここを軸としながら住民の意見を取り入れ、バス交通のネットワークを構築してまいりたいと考えております。

次に、道路・橋梁の整備でございます。国の社会資本整備交付金事業を活用し、維持、補修等の所要額を計上いたしました。また、下水道事業といたしましては、勢力的に整備を進めておりました、公共下水道の供用を随時開始をいたしております。整備率は78.8パーセントとなっており、今後も普及促進に鋭意努力をしてまいります所存でございます。

次に、公営住宅につきましては、雨漏り対策として、3棟及び4棟の陸屋根の防水工事及び公共下水道への接続工事に要する経費を計上いたしております。また、地域改善対策につきましては、残事業等に係る所要額を計上しているところでございます。

次に、環境対策でございますが、し尿の処理対策、不法投棄物の処理対策、粗大ゴミ処理対策及び環境美化センター施設の焼却炉の延命化を図り、設備の万全を期するため、それぞれに必要な経費を計上し、より良い環境づくりを目指してまいりたいと考えております。また、安堵町には火葬場がございません。近隣市町にお願いをしているわけでございますが、平成23年度より、その火葬場使用料の費用負担の一部を助成させていただくための予算を新たに計上いたしております。

次に、防犯・防災対策でございますが、地震、台風等の大規模な災害に備え、防災用品を備蓄する必要があるため、引き続き所要額を計上いたしております。そして、平成23年度に全国女性消防操法大会が初めて開催をされます。安堵町をはじめとし、生駒郡4町からなる奈良県消防協会生駒南支部より、女性消防隊が全国大会に出場される予定でございます。したがって、その所要額を計上させていただいております。防犯につきましては、区長会、防犯推進協議会の協力を得て、危険箇所につきまして、街灯等の設置に係る所要額を計上し、安心・安全の町づくりを進めてまいりたいと考えております。

第3に、産業の振興であります。

地域を元気にするためには、産業・観光の振興は必要と考えております。安堵町におきましては、買い物ができる場所が極めて少なく、高齢者にとりましては不便をおかけしております。商業施設を誘致するための準備も進めております。また、観光の振興を図るため、歴史民俗資料館等に案内板を設置するための費用及び継続的な実施が熱望されております灯りのイベントを実施するための費用も計上いたしております。

第4に、福祉の充実でございます。

社会福祉については、安堵町第2期障害福祉計画等に基づき実施いたしております自立支援給付や地域生活支援事業など、引き続き今以上の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、老人福祉についてでございます。

第5期安堵町老人福祉計画を策定するための経費を計上し、介護保険事業等に基づく、福祉センターに設置いたしております地域包括支援センターを中核とし、高齢者の見守りを強化するとともに、介護サービスや介護予防、相談支援事業、移動支援事業など地域の支援事業をより一層の充実を図るための所要額を計上しております。

また、介護保険につきましては、社会の高齢化が急速に進行している背景により、当町においても同様に利用者が大幅に増加いたしております。在宅サービス等の一層の充実を図るとともに、安定した介護サービスが受けられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、児童福祉についてでございます。

子育てを行う家庭の経済的負担を図るため、旧児童手当給付事業部分、3歳未満の増額分を含めた中学校終了までの児童を対象に、子ども手当給付事業として支給する必要な経費を計上しているところでございます。また、保育園における待機児童をなくすための経費及び保護者の方の希望も多くございました、育成クラブの時間延長に係る経費も計上しているところでございます。

保健医療については、子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌のワクチン接種費用につきましては、国の法整備がなされ、町においても全額公費助成とするための所要額を計上しているところでございます。健康増進法に基づく健康増進事業でございますが、健康づくりの相談事業、機能訓練、がん検診など、母子保健事業であります妊婦検診の公費助成など、充実を図ってまいりたいと考えております。

第5に、教育の充実でございます。

学校教育におきましては、昨年、異常気象により熱中症が問題となりました。その熱中症対策として、小・中学校の普通教室に扇風機を配備するための所要額を計上いたしております。また、住民生活に光をそそぐ交付金事業を活用し、学校教育における大きな社会問題である、いじめ・不登校・問題行動などについて引き続き専門的な知識を有し、経験豊かなスクールカウンセラー、学校支援スタッフなどを配置し、その解決や未然防止を図ってまいりたいと考えております。

次に、誰でも利用できるように、「安堵町心の相談室」を設けておりますが、育児、子育ての疲れ、ストレス、人間関係などの心の病を抱えた方へのメンタル面のサポートを行うため専門職を配置し、カウンセリングを中心とした、メンタルヘルスサポートを推進するための所要額を計上しているところでございます。

また、社会教育におきましては、昨年平城遷都1300年祭記念事業で開催いたしました歴史シンポジウムについて、安堵町の文化・知識を深めるために継続して実施したいと考えておりますので、文化的講演会開催のための予算も計上しているところでございます。中央公園を含めた体育施設についても、住民の心身の育成及びスポーツ振興を図るため、運営、管理に要する所要額を計上いたしております。

その他、臨時的なものとしたしまして、議員年金の廃止に係る市町村負担金を計上

いたしているところでもございます。

また、住民基本台帳法の改正に係る電算システムの改修、平成 24 年度固定資産税評価替えに係る経費などの所要額も計上いたしております。

以上が一般会計予算でございます。

次に特別会計予算についてでございますが、国民健康保険特別会計に 8 億 2,400 万円の予算で、前年度対比 3.0 パーセントの増、住宅新築資金等貸付事業特別会計に 365 万円で、前年度対比 7.0 パーセントの減でございます。

下水道事業特別会計に 3 億 7,690 万円の予算で、前年度対比 9.1 パーセントの増、介護保険特別会計事業勘定分に 5 億 4,390 万円の予算で、前年度対比 6.4 パーセントの増、同じく介護サービス事業勘定分に 670 万円で、前年度対比 3.6 パーセントの増でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計に 7,150 万円の予算で、前年度対比 19.2 パーセントの減となっております。

以上、それぞれの特別会計に予算計上したところでございます。

御存知のように特別会計は独立採算制を基本といたしており、受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図れるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

またこの定例会にはこの他に、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業及び住民生活に光を注ぐ事業、社会資本交付金事業などの関連する平成 22 年度補正予算案を始め、人事案件、条例の一部改正案件など、平成 23 年度の当初予算案と併せて 23 の案件を提案いたしております。

厳しい財政状況で、かつ変化の激しい社会ではございますが、誰もが生活が快適で暮らせるよう、安心・安全の町づくりを目指し、創意工夫してまいり所存でございますので、議員皆様の御審議、御可決、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、その都度各担当より説明をいたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

議長（森田 瞳） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
10番 福井保夫 議員と、11番 吉田宏至 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より17日までの10日間
と内定しておりますが、
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から17日までの10日間とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成2
2年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度
安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）を説明いたします。

本補正につきましては、国の緊急総合経済対策として、地域活性化、きめ細やかな

臨時交付金を活用した事業で 2,571 万円の増額補正でございます。これによりまして、歳入歳出予算総額は 28 億 350 万 9 千円となっております。

補正内容といたしましてですが、補正予算書 7 ページをお開きください。
歳出についてでございますが、

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 4. 福祉保健センター費におきまして、福祉保健センターの設備改修の事業に 300 万円、同じく、項 2. 児童福祉費、目 3. 保育園費におきまして、保育園遊具の整備事業に 821 万円、款 9. 教育費、項 1. 教育総務費、目 2. 事務局費におきまして、小学校の便所及び給食調理室の改修工事に 1,450 万円、合計 2,571 万円の増額補正をしております。

この財源といたしまして、予算書の 6 ページでございますが、
款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金、目 10. 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金、計 1,995 万 3 千円及び款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金、計 575 万 7 千円を充てさせていただきます。これによります歳入歳出予算案は 28 億 350 万 9 千円となっております。これにつきましては、平成 23 年 1 月に国からの限度額の内示が示されたため、事業の執行上専決処分とさせていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

1 枚お開き下さい。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 1 月 26 日専決

安堵町長 西本 安博

1 ページを御開き下さい。

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 9 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,571 万円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 350 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 1 月 26 日専決

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

2 ページをお願いします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金

補正前の額 2,112 万 6 千円、補正額 1,995 万 3 千円、計 4,107 万 9 千円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 3,203 万 9 千円、補正額 575 万 7 千円、計 3,779 万 6 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 7,779 万 9 千円、補正額 2,571 万円、計 28 億 350 万 9 千円。

歳出

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 5,722 万 4 千円、補正額 300 万円、計 4 億 6,022 万 4 千円。

同款、項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 7,223 万 2 千円、補正額 821 万円、計 2 億 8,044 万 2 千円。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 5,770 万 3 千円、補正額 1,450 万円、計 7,220 万 3 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 7,779 万 9 千円、補正額 2,571 万円、計 28 億 350 万 9 千円。

以下、事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 1 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 1 号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 10 号）について）議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 10 号）について）説明させていただきます。

本補正につきましては、県の安心子ども基金特別対策事業補助金を活用した事業でございまして、198 万円の増額補正でございます。これによりまして、歳入歳出予算総額は 28 億 548 万 9 千円となっております。

補正内容といたしまして、予算書 7 ページをお開きください。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 3. 保健衛生費におきまして、児童虐待の予防、早期発見のための周知・啓発事業及び子育てサークル・ボランティア支援事業で 198 万円の増額補正でございます。

この財源といたしましては、6 ページに戻っていただきまして、

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金、目 3. 衛生費補助金、198 万円を充てさせていただきます。これによりまして歳入歳出予算総額は 28 億 548 万 9 千円となっております。

これにつきましても、平成 23 年 1 月に奈良県の方から事業費の内示が示されたため、事業執行上専決処分とさせていただきます。

それでは、議案書の方を朗読させていただきます。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めらる。

平成23年3月8日提出

安堵町長 西本安博

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり専決処分する。

平成23年1月27日専決

安堵町長 西本安博

1ページお願いします。

平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ198万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億548万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年1月27日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページお願いします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款14. 県支出金、項2. 県補助金

補正前の額 7,689万5千円、補正額 198万円、計 7,887万5千円。

歳入合計

補正前の額 28億350万9千円、補正額 198万円、計 28億548万9千円。

歳出の方ですが、

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費

補正前の額 5,451万8千円、補正額 198万円、計 5,649万8千円。

歳出合計

補正前の額 28億350万9千円、補正額 198万円、計 28億548万9千円。

事項別明細書につきましては、割愛させていただきます。

それでは御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田忠世議員。

5番（吉田忠世） 5番、吉田でございます。

この補正の保健衛生費、これの備品購入費がありますが、具体的にどういった備品の購入をされるのか、お尋ねいたします。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） この備品につきましては、健康福祉課の中におきまして、啓発及びそれに係るコピー機、それからそういう検討委員会等兼ねますコピー機でございます。その他諸々のパソコン、それから周辺機器の備品等でございます。

5番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田忠世議員。

5番（吉田忠世） これパソコン等っていうのは、従来持っておられるパソコンがあると思いますが、これとの共用はできないってということですか。

理事（吉岡 勉） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉岡理事。

理事（吉岡 勉） 従来のパソコンにつきましては通常業務のパソコンで、これ専用のソフトがございまして、子育て、それから児童虐待の見守りのソフトをインプットさせている専用のソフト、これを購入させていただきました。

5 番（吉田忠世） 結構です。

議長（森田 瞳） よろしいですか。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 2 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第 2 号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について）議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長（大星義博） はい、議長。

議長（森田 瞳） 大星人権同和対策課長。

人権同和対策課長（大星義博） 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について）

説明させていただきます。

本補正につきましては、住宅新築資金借受人が、平成 14 年度に償還金の一部を繰上償還されたことにより、償還完了期日が短縮され、平成 22 年 12 月をもって完済となりました。このため当町が借り受けている資金につきましても、繰上償還し完済するためのものです。公債費 187 万 3 千円の増額補正で、これによる歳入歳出総額はそれぞれ 2,310 万 2 千円でございます

なお、繰上償還の期日が平成 23 年 2 月 28 日であるため、専決処分とさせていただきます。

詳細につきましては、補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書 7 ページお願いいたします。

款 2. 公債費、項 1. 公債費、目 1. 元金におきまして 187 万 3 千円の増額。これは町が簡易保険局に繰上償還するためのものでございます。

この財源といたしましては、1 ページ戻っていただきまして、款 2. 諸収入、項 1. 貸付金元利収入、目 1. 住宅新築資金元利収入を充てさせていただきます。

それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求め。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 23 年 1 月 20 日専決

安堵町長 西本 安博

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）

平成 22 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（補正第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 187万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,310万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年1月20日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算を朗読いたします。

歳入

款2. 諸収入、項1. 貸付金元利収入

補正前の額 456万9千円、補正額 187万3千円、計 644万2千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額 2,122万9千円、補正額 187万3千円、計 2,310万2千円。

続きまして歳出をお願いします。

款2. 公債費、項1. 公債費

補正前の額 456万9千円、補正額 187万3千円、計 644万2千円。

歳出合計といたしまして、

補正前の額 2,122万9千円、補正額 187万3千円、計 2,310万2千円。

なお、事項別明細書につきましては割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第6 議案第1号：「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは、議案第1号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを説明させていただきます。

公平委員会委員3名おられますけども、その内、久保和英委員につきましては、本年3月31日で任期満了を迎えられます。

久保氏におかれましては、地方公務員法に定められる人格高潔、地方自治の本旨及び能率的な事務処理に理解を有し、人事行政に識見を有する方でありますので、引き続き公平委員を務めていただくことが適切であると考えております。地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるため上程いたしております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年3月8日提出

安堵町長 西本安博

記

住 所 生駒郡安堵町大字東安堵 1326 番地
氏 名 久保 和英
昭和 7 年 4 月 2 日生（78 歳）でございます。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 1 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 1 号は同意されました。

議長（森田 瞳） 日程第 7 議案第 2 号：「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて」議題とします。
提出者の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第 2 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員 3 名おられますけども、その内、嶋田賢造委員におかれましては、本年 3 月 29 日で任期満了を迎えられます。

嶋田氏におかれましては、税務に精通されております。住民代表、納税者代表として識見者であります。委員として適任であると考えますので、引き続き固定資産評価審査委員を務めていただくことが適切であると考えております。地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるため上程するものでございます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 2 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

記

住 所 生駒郡安堵町大字西安堵 500 番地の 47

氏 名 嶋田 賢造

昭和 6 年 5 月 4 日生（79 歳）でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

9 番（田中幹男） はい、議長。

議長（森田 瞳） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男です。

私は、この 2 人ともかなり高齢の方なんです。年だからといって必ずしも否定するものではありませんけども、まあなるべくでしたらもっと、できれば 75 歳以下で後任に席を譲るっていうことが、やっぱり必要なんだろうというふうに思います。是非そういうことで、今後は考えていただきたいというふうに要望したいと思います。

以上です。

議長（森田 瞳） 要望でよろしいですか。

9 番（田中幹男） はい。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
議論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 2 号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 2 号は同意されました。

.....

議長（森田 瞳） 日程第 8 発議第 1 号：「安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について」議題とします。
本案について趣旨説明を求めます。

5 番（吉田忠世） はい、議長。

議長（森田 瞳） 吉田議員。

（吉田議員 登壇）

5 番（吉田忠世） それでは説明いたします。
本条例につきましては、昨年 12 月に議会の定数を改正するものが決定いたしました。
12 名を 10 名にすることになりました。これに伴いまして、常任委員会の中身を変

える必要がございますので、上程したものでございます。

まあ最後のページを見ていただきましたら、現行は総務産業建設常任委員会が6名、文教厚生常任委員会が6名、いうふうになっておりますが、これを改正するにつきましては、議員全員この協議に加わりまして、総務産業建設常任委員会を5名、文教厚生常任委員会を5名ということにすることに決定いたしましたので、今回この発議において上程するものでございます。

朗読いたします。

発議第1号：安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例について

安堵町議会委員会条例（平成15年安堵町条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年3月8日提出

安堵町議会議員 吉田 忠 世
山岡 敏

安堵町議会委員会条例の一部を改正する条例

安堵町議会委員会条例（平成15年安堵町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中、6人を5人に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月30日から施行する。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより発議第1号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 9 議案第 3 号：「安堵町課設置条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第 3 号：安堵町課設置条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本案件につきましては、住民の利便性の向上及び行政施策の効率化を図るため、課の新設及び統合に伴い所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

改正案第 1 条におきましては、根拠条文の訂正及び文言整理でございます。

第 2 条につきましてはでございますけれども、従来の総務課を、総合政策課及び総務課に分割すること。それから従来の産業課、これを建設課と統合いたしまして産業建設課といたします。また、水道事業事務と下水道の事業事務を統合いたしまして、上下水道課を設けるものでございます。それぞれ第 2 条の課の設置の事務分掌につきまして、第 3 条の規定を設けました。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 3 号：安堵町課設置条例の一部を改正する条例について

安堵町課設置条例（昭和 39 年安堵村条例第 6 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、先程新旧対照表により説明いたしましたので、割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第4号：「安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

水道課長（北門康幸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 北門水道課長。

水道課長（北門康幸） 議案第4号：安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す

る条例について提案理由を御説明いたします。

只今総務課長が説明し、可決いただきました議案第 3 号の条例の一部改正に伴い、組織改革が行われますので、今回水道課を上下水道課に改正するものであります。

それでは、議案第 4 号を朗読いたします。

議案第 4 号：安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町水道事業の設置等に関する条例（昭和 49 年安堵村条例第 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西 本 安 博

次のページ御覧ください。

安堵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

安堵町水道事業の設置等に関する条例（昭和 49 年安堵村条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中、水道課を上下水道課に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第11 議案第5号：「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは議案第5号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

本案件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律におきまして、法律が平成22年12月3日に交付されたことを受け、非常勤職員につきましても育児休業をすることができるように改正されたため、育児休業をすることができない職員を条例で規定する必要性が生じたため、改正するものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

改正案第2条に第3号を追加いたしまして、育児休業をすることができない非常勤職員について規定いたしております。

第2条の2を追加いたしまして、非常勤職員が育児休業することができる期間の末日を規定する追加をいたしました。

2枚めくっていただきまして、

第2条の3は、旧第2条の2のずれでございます。第3条といたしまして、非常勤職員が育児休業をすることができる特別な事情について、第6号、第7号を追加いたしました。第17条といたしまして、部分休業をすることができない非常勤職員について規定いたしました。最後に第18条といたしまして、第1項におきましては、正規の勤務時間の文言整理でございます。

1枚めくっていただきまして、

第2項におきましては、第3項を追加したことに伴う整備でございます。

第3項といたしまして、非常勤職員に対する部分休業の承認について規定をいたしました。

以上、施行日につきましては、法の施行日に合わせ、平成 23 年 4 月 1 日といたしたいと思います。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 5 号：職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年安堵町条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文につきましては、先程説明いたしましたので割愛させていただきたいと思えます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 5 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 1 2 議案第 6 号：「安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正す

る条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 議案第 6 号：安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

この条例改正の趣旨でございますが、兼ねてより乳幼児医療の対象となる枠の拡大等、色々議論されてきたところではございますが、本町といたしましては、まず一歩踏み出しまして、対象者の保護者の所得制限を撤廃するための改正でございます。

それでは、一番後ろから 2 枚目の新旧対照表を御覧ください。

現行の第 2 条第 2 項におきまして、所得制限を設けておりますが、改正案の第 2 条におきましては、この所得制限を撤廃することといたしました。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号：安堵町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町乳幼児医療費助成条例（昭和 48 年安堵村条例第 13 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西 本 安 博

本文については、割愛させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 6 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手多数です。

議長（森田 瞳） よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第13 議案第7号：「安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） それでは、議案第7号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、療育手帳を持たれた方が奈良県に転入された場合、奈良県が発行する療育手帳を手にかされるまでの間、この医療費の助成につきまして、不利益を被ることのないよう、転入前からお持ちの療育手帳を奈良県発行とみなすように改正するものでございます。

それでは、最後のページの新旧対照表を御覧ください。

現行の第2条第2項におきまして、奈良県からという文言を改正案では、第2条第2項におきまして「他の都道府県の療育手帳を奈良県発行の療育手帳とみなす」という文言を加えさせていただいております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第7号：安堵町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

安堵町心身障害者医療費助成条例（昭和48年安堵村条例第14号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年3月8日提出

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。
よろしく御審議のほど、お願いします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第7号を採決します。
この採決は、挙手によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今 11 時 08 分です。11 時 20 分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 08 分

午前 11 時 20 分

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第8号：「平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 議案第8号：平成22年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）についてを説明させていただきます。

本補正につきましては、民生費 313万4千円、衛生費 87万3千円、教育費 243万9千円、諸支出金 1,174万6千円、合計 1,819万2千円の増額補正をするものでございます。これによりまして、歳入歳出総額はそれぞれ 28億2,368万1千円でございます。

補正内容といたしましてですが、予算書10ページ、11ページをお開きください。歳出でございますが、

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費におきまして、

障害者自立支援給付費負担金の交付超過分を国庫への返還で 17万8千円。

同目7. 国民健康保険医療助成費におきまして、

国民健康保険特別会計へ、国保税軽減分によります繰出しといたしまして 165万6千円。

同目9. 自立支援給付費におきまして、

障害者自立支援のための訓練等の給付費、利用者の増で扶助費でございまして 130万円。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目3. 保健衛生費におきまして、

感染症予防事業費等負担金の交付超過分の国庫への返還で 87万3千円。

款7. 土木費、項2. 道路橋梁費、目1. 道路橋梁維持費におきまして、

一般財源を減らし、その分国庫支出金及び町債を充てる財源更正でございます。

款9. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費におきまして、

国におけます住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしまして、学校の図書室の整備事業で 243万9千円。

款12. 諸支出金、項1. 基金費、目5. ふるさと基金費におきまして、

平成22年末にふるさと寄附金がございましたのでこれを基金に積み立てるため 10万円。

同目6. 地域福祉基金費におきまして、

国における住民生活に光をそそぐ交付金を活用いたしました学校自立支援事業等で 1,164万6千円。

これらの財源といたしまして、8ページ、9ページに戻っていただきたいと思います。

款13. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金といたしまして 79万9千円。

同項 2. 国庫補助金、目 2. 土木費国庫補助金といたしまして 200 万円。
同目 11. 地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金といたしまして 1,408 万 5 千円。
款 14. 県支出金、項 1. 県負担金、目 1. 民生費負担金といたしまして 141 万 8 千円。
款 16. 寄附金、項 1. 寄附金、目 2. ふるさと寄附金といたしまして 10 万円。
款 17. 繰越金、項 1. 繰越金、目 1. 繰越金といたしまして 9,098 万 6 千円。
款 19. 町債、項 1. 町債、目 1. 臨時財政対策債 マイナスの 6,140 万円。
同目 2. 土木債 800 万円。
款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金、目 1. 基金繰入金 マイナスの 3,779 万 6 千円。
を充てさせていただきたいとします。

なお決算書を見据え、財源更正も併せて行いました。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第 8 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 11 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 11 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

1 ページをお願いいたします。

議案第 8 号：平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 11 号）

平成 22 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,819 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 2,368 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第三表 地方債」による。

平成 23 年 3 月 8 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

2 ページをお願いします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 13. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 1 億 3,155 万 7 千円、補正額 79 万 9 千円、計 1 億 3,235 万 6 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 4,107 万 9 千円、補正額 1,608 万 5 千円、計 5,716 万 4 千円。

款 14. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 6,553 万 8 千円、補正額 141 万 8 千円、計 6,695 万 6 千円。

款 16. 寄附金、項 1. 寄附金

補正前の額 20 万円、補正額 10 万円、計 30 万円。

款 17. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 405 万 1 千円、補正額 9,098 万 6 千円、計 9,503 万 7 千円。

款 19. 町債、項 1. 町債

補正前の額 3 億 3,000 万円、補正額 マイナス 5,340 万円、計 2 億 7,660 万円。

款 20. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 3,779 万 6 千円、補正額 マイナス 3,779 万 6 千円、計 0 円。

歳入合計

補正前の額 28 億 548 万 9 千円、補正額 1,819 万 2 千円、計 28 億 2,368 万 1 千円。

歳出

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 6,022 万 4 千円、補正額 313 万 4 千円、計 4 億 6,335 万 8 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 5,649 万 8 千円、補正額 87 万 3 千円、計 5,737 万 1 千円。

款 7. 土木費、項 2. 道路橋梁費

補正前の額 4,719 万 2 千円、補正額 0 円、計 4,719 万 2 千円。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 7,220 万 3 千円、補正額 243 万 9 千円、計 7,464 万 2 千円。

款 12. 諸支出費、項 1. 基金費

補正前の額 141 万円、補正額 1,174 万 6 千円、計 1,315 万 6 千円。

歳出合計

補正前の額 28 億 548 万 9 千円、補正額 1,819 万 2 千円、計 28 億 2,368 万 1 千円。

4 ページをお願いします。

第二表 繰越明許費

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

安堵町福祉保健センター設備改修事業 300 万円。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費

安堵町保育園遊具更新・改修事業 821 万円。

款 7. 土木費、項 2. 道路橋梁費

社会資本整備総合交付金事業 2,010 万円。

款 7. 土木費、項 3. 都市計画費

安堵町都市計画図修正事業 200 万円。

款 7. 土木費、項 4. 住宅費

改良住宅地上デジタル受信放送設備改修事業 850 万円。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

安堵町小学校便所及び給食調理室改修事業 1,450 万円。

款 9. 教育費、項 1. 教育総務費

安堵町立学校図書室整備事業 243 万 9 千円。

合計 5,874 万 9 千円。

第三表 地方債補正

臨時財政対策

補正前の限度額 3 億 3,000 万円、補正額の限度額 2 億 6,860 万円。

地方道路整備事業

補正前の限度額 0 円、補正後の限度額 800 万円。

計

補正前の限度額 3 億 3,000 万円、補正後の限度額 2 億 7,660 万円。

事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 2 番、山岡 敏でございます。

国庫補助金の中でですね、地域活性化、それから住民生活に光をそそぐ交付金と、これの内訳ってというか、どのような形で交付されるのか、その点ちょっと御説明よろしく。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 国の経済対策におけます地域活性化交付金でございますが、これにつきましては、道路橋梁費、社会資本整備交付金として、国より県を通しましてですね、いただいております。また住民生活に光をそそぐ交付金といたしまして、ソフト面ですね、ソフト面に対して交付をいただいている。社会資本につきましては、ハード面ということというふうに分かれております。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 今おっしゃってる、そのハード面・ソフト面の問題なんですけれども、住民に交付されるのはどのような状態で交付されるのか。指示されて交付されるのか、それとも町の方が判断されて地域に渡されるのか、その点ちょっと説明。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） 住民ということでございますけど、あくまでも町が主体となってやる事業でございます。住民生活に光をそそぐという面に関しましては、今現在メンタル関係のスクールカウンセラー、それが1点、それから、図書室の図書の増冊で住民生活を豊かにするという目的で出されております。以上でございます。

議長（森田 瞳） 他にございませんか。

議長（森田 瞳） 他になしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第8号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第9号：「平成22年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） それでは、議案第9号：平成22年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）について御説明申し上げます。

この補正につきましては、医療費の医療代に伴う医療給付費を 3,600 万円増額する補正でございます。これによる歳入歳出総額それぞれ 8 億 9,238 万 2 千円でございます。

補正内容といたしましては、予算書 8 ページをお願いいたします。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 1. 一般被保険者療養給付費 2,600 万円。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 2. 退職被保険者療養給付費 600 万円。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費、目 3. 一般被保険者療養費 100 万円。

款 2. 保険給付費、項 2. 高額療養費、目 1. 一般被保険者高額療養費 300 万円。

これらは、失業患者数の増による療養諸費の増並びに入院患者数の増加による高額療養費の増によるものでございます。

また、この財源といたしまして、補正予算書 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 療養給付費等負担金 1,020 万円。

款 4. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金、目 1. 療養給付費交付金 600 万円でございます。

款 5. 前期高齢者交付金、項 1. 前期高齢者交付金、目 1. 前期高齢者交付金 1,334 万 4 千円でございます。

続きまして、款 6. 県支出金、項 2. 県補助金、目 1. 県財政調整交付金 210 万円。
款 9. 繰入金、項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金 165 万 6 千円を充てさせて
いただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 9 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）につ
いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年
度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西 本 安 博

第 1 ページを御覧下さい。

議案第 9 号：平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第 3 号）

平成 22 年度安堵町国民健康保険特別会計（補正第 3 号）は、次に定めるところに
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,600 万円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 9,238 万 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 8 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

2 ページを御覧下さい。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金におきまして、

補正前の額 2 億 610 万 5 千円、補正額 1,020 万円、計 2 億 1,630 万 5 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 5,517 万 2 千円、補正額 270 万円、計 5,787 万 2 千円。

款 4. 療養給付費交付金、項 1. 療養給付費交付金

補正前の額 3,094 万 9 千円、補正額 600 万円、計 3,694 万 9 千円。

款 5. 前期高齢者交付金、項 1. 前期高齢者交付金

補正前の額 1 億 6,722 万 9 千円、補正額 1,334 万 4 千円、計 1 億 8,057 万 3 千円。

款 6. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 4,697 万 2 千円、補正額 210 万円、計 4,907 万 2 千円。

款 9. 繰入金、項 1. 他会計繰入金

補正前の額 3,834 万 9 千円、補正額 165 万 6 千円、計 4,000 万 5 千円となっております。

歳入合計

補正前の額 8 億 5,638 万 2 千円、補正額 3,600 万円、計 8 億 9,238 万 2 千円でございます。

続きまして歳出でございます。

款 2. 保険給付費、項 1. 療養諸費

補正前の額 5 億 875 万 6 千円、補正額 3,300 万円、計 5 億 4,175 万 6 千円。

項 2. 高額療養費

補正前の額 5,110 万円、補正額 300 万円、計 5,410 万円。

歳出合計

補正前の額 8 億 5,638 万 2 千円、補正額 3,600 万円、計 8 億 9,238 万 2 千円となっております。

以降、事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 9 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第 16 議案第 10 号：「平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） それでは、議案第 10 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）について、説明させていただきます。

議案書の 8 ページを御開きください。

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費、目 1. 公共下水道事業費における、平成 22 年度に対する公共下水道事業費のうち、国庫補助対象事業費、1 億 5,000 万円の下水道施設の整備におきまして、指名競争入札による請負差金並びに安堵町水道事業者に依頼しておりました水道管の移設補償費が、当初予定していました予算より、大幅に少なくなったことにより、2,400 万円が安価となりました。予算執行及び事業進捗に鑑み、他の事業箇所への事業流用を検討しましたが、新たな水道管の移設等が必要な箇所しかなく事業執行ができないため減額するものでございます。

事業費内訳としまして、工事請負費でマイナス 2 千万円、補償補てん及び賠償金におきましてマイナス 400 万円、合計で 2,400 万円の減額補正でございます。

これにより、歳入歳出予算総額は 3 億 2,815 万 4 千円となります。

それでは、議案第 10 号を朗読させていただきます。

議案第 10 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西本 安博

続きまして 1 ページを御開きください。

議案第 10 号：平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）

平成 22 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 2,815 万 4 千円とする。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成 23 年 3 月 8 日提出

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして 2 ページを御開きください。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 3. 国庫支出金、項 1. 国庫補助金

補正前の額 7,500 万円、補正額 マイナス 1,500 万円、計 6,000 万円。

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 2,960 万円、補正額 マイナス 900 万円、計 1 億 2,060 万円。

歳入合計

補正前の額 3 億 5,325 万 4 千円、補正額 マイナス 2,400 万円、計 3 億 2,815 万 4 千円。

続きまして歳出です。

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費

補正前の額 2 億 653 万 5 千円、補正額 マイナス 2,400 万円、計 1 億 8,253 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 3 億 5,215 万 4 千円、補正額 マイナス 2,400 万円、計 3 億 2,815 万 4 千円。

続きまして 4 ページを御開きください。

第二表 地方債補正

公共下水道事業

補正前の限度額 1,630 万円、補正後の限度額 1,130 万円。

特定環境保全下水道事業

補正前の限度額 9,100 万円、補正後の限度額 8,700 万円。

合計

補正前の限度額 1 億 730 万円、補正後の限度額 9,830 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後ともに変更はございません。

5 ページ以降の事項別明細書につきましては省略させていただきます。

下水道特別会計補正予算につきましては、以上でございます。

よろしく御審議お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第10号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第17 議案第11号：「平成22年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（掘口善友） はい、議長。

議長（森田 瞳） 掘口住民課長。

住民課長（掘口善友） 議案第 1 1 号：平成 2 2 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）について説明申し上げます。

この補正につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する納付金につきまして、当初予算時の過少な見積りが若干ありましたことに加え、被保険者の異動に伴いこの納付金を増額する補正でございます。納付金につきましては、1,424 万 4 千円を増額するもので、これによる歳入歳出総額はそれぞれ 7,424 万 4 千円でございます。

内容といたしましては、補正予算書 7 ページを御覧ください。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金で、当初予算の見込み誤り及び被保険者の異動により大幅に増加したため、1,424 万 4 千円増額。

この財源といたしまして、補正予算書 6 ページをお願いいたします。

款 1. 後期高齢者医療保険料、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 1. 特別徴収保険料で 1,086 万 4 千円。

款 1. 後期高齢者医療保険料、項 1. 後期高齢者医療保険料、目 2. 普通徴収保険料 338 万円。これらを充てさせていただきます。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第 1 1 号：平成 2 2 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 3 月 8 日提出

安堵町長 西 本 安 博

第 1 ページを御覧ください。

議案第 1 1 号：平成 2 2 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）

平成 22 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,424 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,424 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 3 月 8 日提出

生駒郡安堵町長 西 本 安 博

それでは、2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 1. 後期高齢者医療保険料、項 1. 後期高齢者医療保険料

補正前の額 3,563 万 3 千円、補正額 1,424 万 4 千円、計 4,987 万 7 千円。

歳入合計といたしまして、

補正前の額 6 千万円、補正額 1,424 万 4 千円、計 7,424 万 4 千円。

歳出

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

補正前の額 5,827 万 3 千円、補正額 1,424 万 4 千円、計 7,251 万 7 千円。

歳出合計

補正前の額 6 千万円、補正額 1,424 万 4 千円、計 7,424 万 4 千円でございます。

以降の事項別明細書につきましては、重複いたしますので割愛させていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑はありませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 11 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（森田 瞳） 挙手全員です。

議長（森田 瞳） よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 只今の時間、11時55分です。午後1時まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 55 分
午後 1 時 00 分

議長（森田 瞳） 再開します。

議長（森田 瞳）

日程第 18 議案第12号：平成23年度安堵町一般会計予算について

日程第 19 議案第13号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 20 議案第14号：平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について

日程第 21 議案第15号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 22 議案第16号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予
算について

日程第 23 議案第17号：平成23年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業
勘定）予算について

日程第 24 議案第18号：平成23年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 25 議案第19号：平成23年度安堵町水道事業会計予算について

議長（森田 瞳） 以上、一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算の8議案を
一括議題とします。

議長（森田 瞳） 只今議題としました8議案について提案理由の説明を求めます。

総務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野総務課長。

総務課長（中野彰宏） それでは、平成23年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算及び水道事業会計予算について御説明いたします。

国におきましては、経済成長・財政健全化・社会保障改革を一体的に実現し、元気な日本を復活させるための礎を築くという基本方針で、平成23年度予算が編成されまして、平成23年3月1日に衆議院本会議でも可決され、参議院に送られたところでございます。

地方におきましても、地域活性化・雇用・子育て施策等に継続して取り組む一方、社会保障関係費の自然増、公債費、これにつきましては、依然、高水準にありまして、経費全般について徹底して節減合理化に引き続き努め、行財政運営の効率性、透明性を高めるよう求められておるところでございます。当町におきましても、この厳しい状況を踏まえてではありますが、先に行いましたタウンミーティングでの、安堵町の将来展望を見据えた、意見、要望等を積極的に取り入れ、予算編成を行ったところでございます。

議案第12号：平成23年度安堵町一般会計予算についてでございますけども。

歳入につきましては、国の方針の下、地方交付税におきましては、前年度より2億400万円の増額、対前年度比17.96パーセントの増、また、国庫県支出金におきましては、前年度より7,324万5千円の増額、対前年度比25.9%の増となっております。

しかしながら、町税におきましては、経済対策による回復傾向が期待されるものの、依然、景気の低迷によりまして、特に、町民税個人分の落ち込みによるところが大きく落ち込んでおりまして、前年対比、町税におきましては0.93パーセントの減となっております。また、不足分におきましては、臨時財政対策債及び財政調整基金の活用によりまして、予算の確保に努めたところでございます。

また、歳出につきましては、法の改正に基づく経費を優先的に計上いたしまして、経常的経費につきましては、節減合理化に努めながらも、行財政運営について、効率性かつ透明性を高めながら、住民サービスの質の向上に努めるよう予算編成を行ったところでございます。高齢者や子ども達が動きやすい、交通ネットワーク整備の準備のための費用、公会計制度に向けた台帳整備の費用、火葬場使用料助成に係る費用、子宮頸がん等、ワクチン接種全額公費による費用、商業施設誘致の準備のための費用などを計上いたしております。

一般会計の総額は29億3,000万円で、前年度に比べまして2億8千万円の増額、対前年度比7.6パーセントの増となっております。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

表題及び総額の第1条第1項のみを朗読いたしますので、御了承を願います。

議案第12号：平成23年度安堵町一般会計予算

平成23年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29 億 3 千万円と定める。

次に、特別会計予算でございます。83 ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計予算の総額は 8 億 2,400 万円で、保険給付費等の増となっており、前年度に比べ 2,400 万円の増額、前年度対比 3.0 パーセントの増となっております。

それでは、予算書の方を先程と同じように、表題部と第1条のみを朗読させていただきます。

議案第13号：平成23年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成23年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 2,400 万円と定める。

続きまして、103 ページを御覧ください。

住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、この総額は 365 万円で、繰上償還に伴い公債費が減となったため、対前年度 7.0 パーセントの減となっております。

それでは、予算書を朗読いたします。

議案第14号：平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成23年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 365 万円と定める。

続きまして、111 ページお願いいたします。

下水道事業特別会計予算の総額は 3 億 7,690 万円で、事業費及び公債費の増額となっております。対前年度に比べまして 3,150 万円の増額、前年度比で 9.1 パーセントの増となっております。

それでは、予算書を朗読いたします。

議案第15号：平成23年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成23年度安堵町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,690 万円と定める。

127 ページを御覧ください。

介護保険特別会計予算（保険事業勘定）の総額は 5 億 4,390 万円で、保険給付費の増となっており、前年度に比べ 3,290 万円の増額、対前年度比 6.4 パーセントの増となっております。

それでは、予算書を朗読いたします。

議案第 16 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 4,390 万円と定める。

続きまして、155 ページをお願いします。

同じく、介護保険特別会計予算の介護サービス事業勘定の総額でございますが、670 万円で人件費の増額となっており、前年度比 3.6 パーセントの増となっております。

それでは、予算書を朗読いたします。

議案第 17 号：平成 23 年度安堵町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

平成 23 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 670 万円と定める。

169 ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計予算でございますが、総額は 7,150 万円で、後期高齢者医療広域連合納付金等の増となっており、前年度に比べまして 1,150 万円の増額、前年度比で 19.2 パーセントの増となっております。

それでは、予算書を朗読します。

議案第 18 号：平成 23 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

平成 23 年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,150 万円と定める。

最後に、議案第 19 号であります。別冊になります。

水道事業会計予算でございます。

1 ページを御覧ください。

支出ベースでございますが、第3条中第1款、水道事業費用1億6,810万円となっております。

2ページを御覧ください。

第4条中、支出第1款、資本的支出でございますが8,575万円となっております。総額2億5,385万円で事業量の減となっております、対前年度比10.5パーセントの減となっております。

水道事業会計を除く、一般会計及び特別会計を併せました予算総額でございますが47億5,665万円で、対前年度比6.8パーセントの増となっております。

以上、平成23年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。

どうぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

議長（森田 瞳） これより議案第12号から第19号までの8議案について、総括質疑に入ります。

議長（森田 瞳） 質疑はございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） お諮りします。

議案第12号：「平成23年度安堵町一般会計予算について」は、議長を除く11名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、議長を除く11名の委員で構成する「一般会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託し審査することに決定します。

議長（森田 瞳） 続いて、議案第13号から議案第19号までの各会計予算7議案を、議長を除く11名の委員で構成する「特別会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって議案第13号から第19号までの7議案は、議長を除く11名の委員で構成する「特別会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（森田 瞳） 只今1時16分でございます。

暫時休憩します。

暫時休憩

午後1時16分

午後1時25分

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開します。

先程の一般会計並びに特別会計予算審査特別委員会における正副委員長の互選結果について申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会

委員長 福井 保夫 議員、

同じく副委員長 岡田 裕明 議員です。

特別会計予算審査特別委員会

委員長 田中 幹男 議員、

同じく副委員長 松田 和代 議員です。

以上、よろしく申し上げます。

議長（森田 瞳） 日程第26 報告第4号：「平成23年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長（古川秀彦） はい、議長。

議長（森田 瞳） 古川建設課長。

建設課長（古川秀彦） 報告第4号：平成23年度安堵町土地開発公社予算について報告させていただきます。

まず1ページの事業計画書をお開きください。

公有地の売却事業でございますが、23年度はございません。

続きまして、2ページを御覧ください。

公有地の取得事業でございますが、23年度はございません。

続きまして、3ページを御覧ください。

平成23年度土地開発公社の収支予算書でございます。

この中で、第2条にあります収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が1万3千円、これは公社設立基金500万円の受取利息でございます。収益的支出が0で、これは公有地取得事業原価でございます。

続きまして、第3条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が74万円、これは平成23年度利子補給金です。資本的支出が79万6千円、これは公有地取得事業費の委託料5万6千円と事業外費用の支払い利息74万円でございます。

第2条、第3条の事項別明細書につきましては、それぞれ5ページから10ページに記載しております。なお、予算損益計算書と予算貸借対照表の説明につきましては、先程の説明と重複する部分が多々ありますので、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度安堵町土地開発公社予算書の報告について説明させていただきました。

それでは、報告第4号：平成23年度安堵町土地開発公社予算の報告について朗読いたします。

報告第4号：平成23年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、平成23年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり提出する。

平成23年3月8日提出

安堵町長 西 本 安 博

以上報告いたします。

審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） 報告第4号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定による議会への報告でございますので御了承願います。

議長（森田 瞳） 日程第27 「平成22年度定期監査報告について」議題といたします。
提出者の説明を求めます。

監査委員（安井 修） はい、議長。

議長（森田 瞳） 安井議会選出監査委員。

（安井監査委員 登壇）

監査委員（安井 修） 安井でございます。

それでは、辰巳代表監査委員さんとともに実施いたしました定期監査の結果を報告いたします。

お手元にお持ちいただいていると思いますが、それに従い報告いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成22年度の定期監査を、平成22年11月22日、24日、25日の3日間実施いたしました。

監査の対象となりましたのは、平成22年4月1日から9月30日までの間における平成22年度予算についての財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理でございます。

監査の方法は、地方自治法第199条第4項に基づき、平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、同法第2条第14項及び第15項に則り、適正かつ効率的、合理的に行われているか。具体的には、事前に提出させた定期監査調査書に基づき、補助職員と分担して予備調査を行い、事務事業全体の概要を把握し、監査当日は、あらかじめ部署ごとに抜粋、選抜した2から3の事業について、担当課長等から資料により説明を受け、行政監査的要素を加味して実施いたしました。

特に、財産及び備品の管理、団体等運営補助金の執行、補助金交付要綱の整備、繰越事業の執行状況についてを重点項目といたしました。

なお、事務事業を選択抜粋し、重点的に監査いたしました関係部署は、総務課、住民課、人権同和対策課、産業課、会計室、議会事務局、教育委員会及び水道課であります。

監査結果ですが、事務事業の執行に係る会計経理事務処理につきましては、関係書

類及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に処理されていたと認められます。

また、平成 21 年度に意見を述べました、公用車の運転日報の常備と記入の徹底については、全部署において適性に措置するなど改善されておりました。

次に、個別案件に関する意見を述べます。

財産及び備品の管理について

平成 21 年度の定期監査において、町財産規則に基づき、公有財産台帳及び備品台帳を早急に整備するよう意見を述べたが、行政財産と普通財産の区分が適当でないうえ、いずれも平成 3 年度に作成したまま未整備である。

平成 22 年度決算から導入が予定されている、新地方公会計制度に基づく財務書類の作成にあわせて整備するとしているが、会計制度がなんであれ、速やかな整備が必要である。

また、既に取得済みといわれる一部の土地については、権利関係が曖昧なまま、長年に亘り放置されているものがあつた。これらの土地は、境界画定や所有権保存登記が未了であるなど不確定かつ不安定な要素が多く、その処理にはかなりの時間と費用が見込まれるが、今後、関係者と協議し、適切かつ着実に措置されたい。

なお、行政財産のまま、漫然と放置されている旧庁舎跡地、これ町長がさっきおっしゃったんですが、旧隣保館については地域活性化のために有効な活用策の検討を重ねて求める。

団体等運営補助金の執行について

平成 22 年度に創設された、安堵町立安堵中学校における部活動大会参加費補助金は、平成 21 年度をもって廃止された旧教育振興会補助金の一部を継承し、一応、補助金交付要綱も整備されているが、この補助を受けることができる事実上のグループが数十に及ぶうえ、個々のグループの代表者はいずれも校長とし、かつ、補助金の精算は学校が行うとしているなど、補助金の基本的なあり方に疑義がある。旧教育振興会補助金の経緯をふまえ、事業の趣旨と補助金制度の原点に立ち返り、補助金の総額を含め関係部署が協力し全面的な見直しを行われたい。

また、安堵町人権同和問題啓発活動推進本部を経由した形で支出されている補助金については、予算執行の透明性を期すうえにおいても、見直すべきではないか。

補助金交付要綱の整備について

補助金交付要綱は、補助事業の目的や範囲を明確にするとともに、補助対象経費、経費の配分の変更、交付基準、実績報告、額の確定などの他、補助を受ける団体の責任の明示など、事業の効果的かつ効率的な執行を担保するための規定である。

今後は、安堵中学校部活動大会参加費補助金、部落解放同盟安堵支部及び安堵町商工会補助金など、高額なものや複雑にして重要度の高い補助金を優先し、それぞれの

補助事業にふさわしい補助金交付要綱を整備し、執行されたい。

なお、補助金交付要綱については、法規等と同様に法技術的知識が必要であり、庁内に何らかの形で各部署の相談、内部調整、統一的なチェック機能が作用しうる組織であることが望ましいのではないか。

繰越事業の執行状況について

全国瞬時警報システムの整備事業は、全額、国庫補助事業として整備されてはいるが、このシステムを整備する以上は、安堵町の行政組織から個々の住民までその情報が伝達されなければ、実質的な効果が乏しい。

今後、次の段階として、当町の地域的特性に即した効果的なシステムの構築が不可欠である。

正規職員及び嘱託職員の採用について

近年は団塊世代の退職期にあつて、当町においても正規の一般事務職員の退職が毎年続いているが、補充はほとんどされていない。しかし、今後の職員の年齢構成や将来的な管理職の確保ということを考慮すれば、ある程度継続して、最小限の補充をしていく必要があるのではないか。欠員を嘱託職員で補充していかなければならない状況は理解できるが、その採用及び給与などの決定に当たっては、組織の規律保持及び公平性の観点から、規定の安堵町嘱託職員取扱い要綱等に基づき、厳正かつ適正に対処して行わなければならない。

なお、70歳以上の高齢嘱託職員については、職種や配属先を十分考慮しながら、後継者の育成・確保を図る必要がある。

議員先進地視察研修について

この研修を実施する以上は、当町の町づくりの基本的理念や課題から、具体の調査項目を設定し、その課題に見合う先進地を複数選定のうえ、3から4人を一つのグループとして複数のグループを編成し、実施することが効果的であろう。

さらには、あらかじめ収集した資料による事前勉強会や、研修後の全グループによる報告会を実施するなど、一層の創意工夫が期待される。

以上でございます。

これで、定期監査報告を終わります。

議長（森田 瞳） 大変、御苦労様でした。

本件につきましては、地方自治法第199条第9項の規定による議会への報告でございました。

議長（森田 瞳） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（森田 瞳） 一般会計予算審査特別委員会は、 9日、水曜日。

特別会計予算審査特別委員会は、10日、木曜日。

議会運営委員会は、14日、月曜日。

いずれも午前10時からです。

議長（森田 瞳） 一般質問の通告期限についてですが、10日、金曜日の午後5時で締め切らせていただきます。午後5時までです。

議長（森田 瞳） 次回の本会議は、17日、木曜日、午前10時からですので、よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会

午後 1 時 4 5 分
